

公益財団法人兵庫県芸術文化協会役員等の報酬、手当及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬、手当及び旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員等の勤務形態別)

第2条 協会の理事及び監事は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

2 評議員は非常勤とする。

(報酬・手当)

第3条 常勤の理事には、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給することができる。ただし、兵庫県から派遣された常勤の理事については、前段にかかわらず、兵庫県と締結した職員の派遣協定書に基づく手当を支給する。

2 評議員、非常勤の理事、監事は無報酬とする。ただし、評議員会が定める非常勤の理事及び監事には、報酬及び通勤に要する交通費を支給する。

(報酬・手当の額及び支給方法)

第4条 前条第1項に定める常勤の理事並びに前条第2項ただし書に定める非常勤の理事及び監事の報酬等の額は、勤務形態に応じ別表に定める額の範囲内で評議員会において決定する。

2 地域手当及び通勤手当の額は、公益財団法人兵庫県芸術文化協会給与規程（以下「給与規程」という。）に定めるところにより算定した額とする。ただし、非常勤の理事及び監事の通勤手当については、「公益財団法人兵庫県芸術文化協会の非常勤嘱託員に対する通勤に要する交通費の実費支給要領」に定めるところにより算定した額とする。

3 期末手当の額は、兵庫県の特別職に属する常勤の職員の例による。

4 理事及び監事の報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当の支給方法については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(旅費)

第5条 協会の役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額は、次のとおりとする。

区 分	旅費の額
評議員 理事 監事	兵庫県の「職員等の旅費に関する条例」中、「8級の職務にある者」の相当額

3 旅費の支給方法については、公益財団法人兵庫県芸術文化協会旅費規程の例による。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 役員等の給与及び旅費規程（昭和57年4月1日施行）は、廃止する。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

役員の区分	勤務形態	年 額 報 酬 等
理事長	週3～5日	1,020万円以内
業務執行理事	週3～5日	880万円以内
理事	週5日	840万円以内
監事	週2～4日	410万円以内